

## 随意契約理由書

豊橋市契約規則第52条の2に基づき、「総合老人ホーム施設管理委託業務契約」の発注見通しを公表したところ、見積書の提出は下記業者のみでありました。

「厚生省 社会・児童家庭局長連名通知」により人員配置が必要であり、業務内容が専門性を必要としない業務であり、高年齢者等の職業の安定その他福祉の増進を図ることになるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号により同団体等と随意契約するものです。

### 記

業者名 一般社団法人 愛知高齢者事業団東三河事務所  
豊橋市小畷町190番地

### ※参考

#### 豊橋市契約規則

第52条の2 政令第167条の2第1項第3号の規定により、規則で定める手続は、次のとおりとする。

- (1) あらかじめ契約の発注見通しを公表すること。
- (2) 契約締結前に、契約の内容、契約の相手方の決定方法及び選定基準並びに申請方法を公表すること。
- (3) 契約締結後に、契約者の名称、当該契約者を選定した理由その他の契約の締結状況について公表すること。

#### 地方自治法施行令

##### (随意契約)

第百六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第二十六項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者の

地域社会における作業活動の場として同法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。)若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者において製作された物品を普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第四十一条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約又は母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)第六条第六項に規定する母子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者(以下この号において「母子福祉団体等」という。)が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び同条第三項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

※厚生省 社会・児童家庭局長連名通知「社会福祉施設における防火安全対策の強化について(昭和 62 年 9 月 18 日 社施第 107 号)」

「5 夜間防火管理体制の充実について」「(1) 夜間における所要配置人員」「(イ)に特別養護老人ホームについては、夜勤者(直接処遇職員)とは別に、宿直者を必ず配置すること」